

お問い合わせの際は

県内には下記の電圧の送電線があります。電圧等については、地名・地番をご確認の上、当社へお問い合わせください。
また、鉄塔には送電線の名称・番号等が記載された札が取り付けられていますのでご参考にしてください。

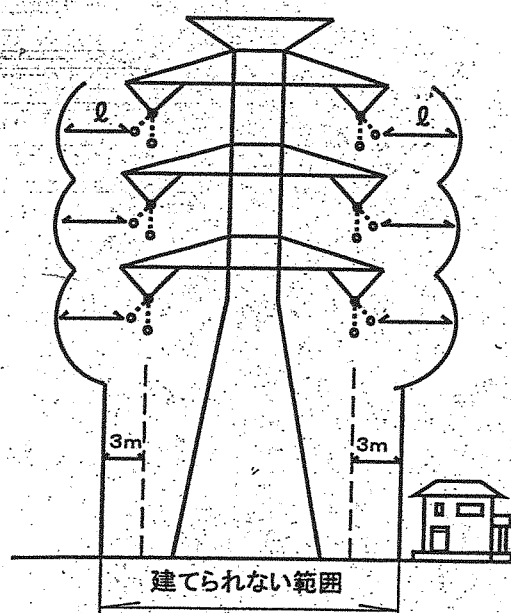
建てられる制限について



50万ボルト

27万5千ボルト

送電線の下には建てられません

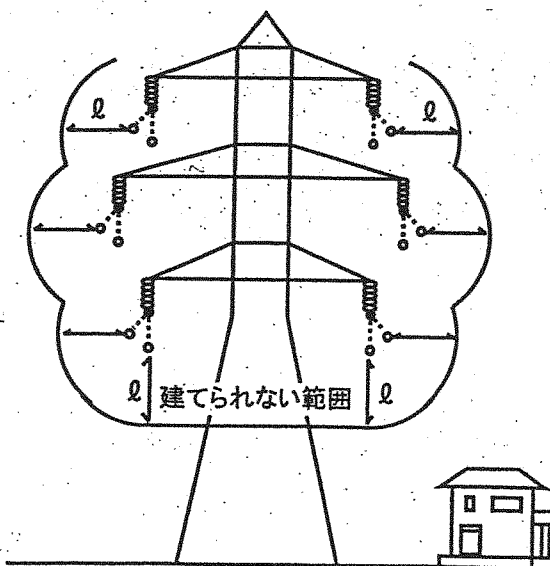


電 圧	離隔距離 (ℓ)
50万ボルト	10.05m以上
27万5千ボルト	6.60m以上

15万4千ボルト

6万6千ボルト

法令で定められた離隔距離がとれば建物を建てることができます



電 圧	離隔距離 (ℓ)
15万4千ボルト	4.80m以上
6万6千ボルト	3.60m以上

※離隔距離は
電線が最も下がった位置からの距離です。

建築計画から工事着工まで

◇送電線付近へ建物を建てる計画がございましたら、設計に入る前に当社へご相談ください

①建物を建てる際の諸制限の例

- ・離隔制限（左図参照）
- ・上部造営材条件
- ・付帯設備（アース線）の取付
- ・危険物の貯蔵（消防法による制限も適用される）

②送電線下の土地について

- ・送電線下の土地は、建物制限などのために補償（地役権など）している場合があります。

現地の状況、その他必要に応じ、詳細な測量（地上高・平面等）を実施します。
鉄塔周辺における土地造成（切土・盛土）を行う場合には、鉄塔への影響が予測されますので、事前にご連絡ください。

◇建物の設計が完了しましたら

確認申請前に技術検討を行います



建物の設計が完了しましたら、確認申請前に当社との設計協議をお願いします。
電気事業法・電気設備に関する技術基準をもちに、当社にて送電線との保安全管理上の確認をさせていただきます。

◇工事着工前に安全打合せをお願いします



送電線の近くで作業をされる場合には、感電をさけるために「電力会社と作業計画の事前打ち合わせを行うこと」などが労働安全衛生規則・行政指導通達でみなさんに義務づけられています。事前の安全作業の打合せについて、施工者さんへご連絡をお願い致します。



送電線の設備実態によっては送電線付近に建てられない場合もありますので、必ず東京電力までお問い合わせください。